

神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会 電子入札事業部会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という。）規約第28条第2項に基づき、電子入札事業部会（以下「部会」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）の構築・運用に関すること
- (2) その他電子入札システムについて必要な事項

(構成等)

第3条 部会は、別表に掲げる協議会会員の共同運営所管課長が当該協議会会員の職員の中から、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会電子入札事業部会部会員報告書（第1号様式）により報告する部会員で構成する。部会員については、原則として電子入札所管課長相当職員とするものとする。

- 2 部会員を変更する場合には、協議会会員の共同運営所管課長は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会電子入札事業部会部会員報告書（変更用）（第2号様式）を運営委員会委員長に提出するものとする。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1名を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会を総理し、必要に応じて部会を招集し、その座長となる。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 第1項の規定にかかわらず、部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会に関係者を出席させることができる。

(オブザーバー)

第4条 部会長は、別表に掲げる協議会会員以外の神奈川県内の市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という。）から、当該市町村等の職員をオブザーバーとして参加させたい旨の申請があり部会の運営上支障がないと認めるときは、運営委員会委員長の承認を得たうえで当該職員を部会にオブザーバーとして参加させることができる。

(連絡会)

第5条 電子入札システムの構築、運営等に関する課題の整理及び部会を構成する団体間における情報交換を行うため、部会に担当者レベルの職員で構成する連絡会を置く。

- 2 連絡会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(ワーキンググループ)

第6条 部会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第7条 部会長は、毎年度、事業計画原案及び予算見積書原案を作成し、事務局長が指定する日までに事務局長に提出しなければならない。

(事業報告)

第8条 部会長は、会計年度終了後速やかに事業報告原案を作成し、事務局長に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、事務局が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

2 神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会電子入札システム研究会運営要領(平成16年9月2日施行)は、平成17年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月7日から施行する。

別表（第3条関係）

構 成 団 体			
神奈川県 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 相模原市	三浦市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市	綾瀬市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町	開成町 箱根町 湯河原町 愛川町 清川村 神奈川県内広域水道企業団